

## 会議報告書

会議名	令和7年度 第2回三郷市国民健康保険運営協議会
日 時	令和7年10月21日(火) 午後1時30分から午後2時10分
場 所	三郷市役所 本庁舎 全員協議会室
出席者 (20名)	<p>【会長】 高鹿(珠)会長</p> <p>【副会長】 荒井副会長</p> <p>【委員】 篠田(義)委員、大久保委員、篠田(直)委員、高鹿(祐)委員、清水委員、深井委員、森委員、高柳委員</p> <p>【事務局】 益子いきいき健康部長 原山いきいき健康部理事兼副部長 大村いきいき健康部参事兼健康推進課長 長濱いきいき健康部参事兼国保年金課長 岡田収納課長 白石国保年金課課長補佐 岡田国保年金課課長補佐 渡邊健康推進課健診予防係長 石塚国保年金課保険給付係長 西村国保年金課保険給付係主事</p>
傍聴人	なし
次 第	<p>開会</p> <p>1 あいさつ</p> <p>2 議案</p> <p>議案第1号 令和7年度三郷市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (案) について</p> <p>3 その他</p> <p>①令和7年度特定健康診査・特定保健指導について ②令和7年度国民健康保険税の徴収状況について</p> <p>閉会</p>

## 令和7年度 第2回 三郷市国民健康保険運営協議会 議事録

事務局 (開会の宣言)

高鹿会長 (挨拶)

部長 (挨拶)

事務局 (資料の確認)

議事録作成上、委員のどなたがご発言したのか記録するため、発言される委員の方は必ず挙手をして、会長より指名を受けたうえで、ご発言いただくようお願いいたします。

なお、審議会等については、原則、公開となっております。

本日、傍聴希望者はおりません。

議事の進行につきましては、三郷市国民健康保険に関する規則第4条第2項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、高鹿会長、よろしくお願いいたします。

高鹿会長 出席委員について報告いたします。本日の出席委員は10名で過半数に達しておりますので、協議会は成立いたしました。  
会議録署名委員に 篠田 直人 委員を指名します。  
それでは、議事に入ります。議案第1号について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号について説明)

高鹿会長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありますか。

高鹿会長 それでは、採決に移らせていただきます。議案第1号を原案のとおり決してよろしいでしょうか。

委員 (異議なし)

高鹿会長 異議なしのため、原案のとおり可決いたします。  
それでは次に、資料1 令和7年度特定健康診査・特定保健指導について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料1について説明)

高鹿会長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございますか。

それでは次に、資料2 令和7年度国民健康保険税の徴収状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料2について説明)

高鹿会長 事務局の説明が終わりましたが、何かご質問はございますか。

清水委員 未納世帯は何世帯くらいあるか。また、外国人問題などがあるが、日本人と比較して外国人の未納が多い等あれば情報として教えていただきたい。

事務局 国保税自体の未納世帯は約2,500世帯くらいで推移しているものと認識している。外国人と日本人の割合は、滞納額全体の割合では日本人のほうが圧倒的に多いが、調定額との対比で日本人と外国人の割合を比較すると、外国人のほうが14～15%程度多い滞納割合となっている。

森委員 昨年度の最終の予算達成状況を教えていただきたい。

事務局 令和6年度の現年課税分の予算達成率は97.6%、滞納繰越分については154.8%、合計99.2%となっている。

森委員 予算達成率は調定額に対する収入率ではなく、予算額に対する収入率であるため、予算額を低く設定すれば見かけ上の達成率が高くなると思われる。報告値について現年課税分は問題ないが、滞納繰越分についてはどう考えるか。

事務局 現年課税分の徴収が上手くいかないと滞納繰越分にまわってきてしまうという形になるため、現年課税分の徴収の強化をし、かつ滞納繰越分についても強化していくということで徴収対策を進めているところである。

森委員 令和7年度の滞納繰越分の予算達成率が9月末時点で111.1%、令和6年度の滞納繰越分の予算達成率が154.8%との状況を一見すると、収納対策に努めているように思われるが、実際は予算額が少ないとにより達成率が高くなっている状況と考えられる。適切な予算額の設定に努める必要があるため、予算額自体の見直しを次年度以降はお願いたい。

事務局 ご意見を受け止めさせていただく。

高柳委員 調定額とは、徴収すべき税額、市の債権として持っている部分という認

識でよいか。

事務局 調定額とは、課税している額ということです。

高鹿会長 他に質問はありますか。  
それでは他に、事務局から何かありますでしょうか。

事務局 (子ども・子育て支援金制度の概要について説明)

清水委員 10年前、20年前は子ども・子育て支援金制度がなかったが、当時の子どもに対する給付額はどの程度であったか参考までに教えていただきたい。

事務局 後程、調べたうえで回答する。

高鹿会長 10年、20年前に子育てしていた私たちは、一体いくら補助が受けられたのかと思うと少し羨ましい気持ちもするが、三郷市長が掲げている子育てしやすい街づくりに少しずつ近づいていくのかを感じている。

篠田義昭委員 支援金制度は親の年収で線引きされる等の括りはあるのか。

事務局 年収による上限ではなく、国保税として賦課しているもので医療分、後期高齢者支援分、介護保険分それぞれに賦課の上限額が定められている。同じように子ども・子育て支援金分についても、上限額が設定される見込みである。上限額の達する収入の水準は現在、精査中のためお答えできないが、上限額は設定されるというところである。

荒井副会長 子ども・子育て支援金は、介護保険等と同じように給料から引かれるのか。それとも別納ということになるのか。

事務局 現在、仕事をされていて、社会保険に加入されていると認識しているが、それであれば社会保険料の今まで引かれていたところに金額が追加されるイメージになる。

荒井副会長 それは国保加入の方だと250円、300円と年々上がっていく金額になっているが、これが毎月加算されるということか。

事務局 加入者一人あたりの月額の平均値が、令和8年度は250円、令和9年度は300円、令和10年度は400円と段階的に上がっていく見込みです。

高鹿会長 他に質問はありますか。  
質問が無いようですので、以上をもちまして、本日の次第は、すべて終了いたしました。  
これをもちまして議長の任を下ろさせていただきます。

午後2時10分 終了